青森市水道キャラクター 「しずくちゃん」

Q

隔月検針になると漏水の発見が遅れたりしませんか?



水道メーターの検針時に漏水が疑われた場合は、その都度検針員がお客様にお知らせしており、隔月検針後は、検針の回数が減りますので漏水の発見が遅れる可能性はありますが、漏水の確認はお客様ご自身でも簡単にできますので、下記の方法で定期的に確認をお願いいたします。

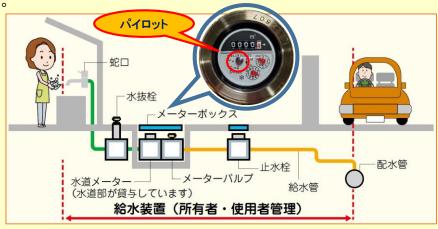
【漏水の確認方法】

①家にある蛇口を全部閉める。 水道を使用していない状態にしてください。



②水道メーターのパイロットを確認する。

パイロットが動いていたら、どこかで水が漏れている可能性があります。



漏水している場合、どうすればよいですか?



ご家庭に引き込まれている給水管や水抜栓、蛇口などの給水装置はお客様(所有者)の財産です(メーターは除く)ので、お客様が適正に管理する必要があり、漏水の修理は基本的にお客様の負担で行っていただくこととなります。修繕等の工事は、青森市指定の給水装置工事事業者(※)へ依頼してください。集合住宅や賃貸住宅などにお住まいの場合は、管理会社などへご相談ください。

※青森市指定給水装置工事事業者は ホームページから確認できます。



漏水によって発生した料金は全額支払う必要がありますか?

漏水箇所を修理した場合は、漏水した分の水道料金等の一部を軽減する制度があります。詳しくは営業課又は上下水道課へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 青森市企業局水道部	営業課	017-734-4281 017-734-4202	
〒030-0841 青森市奥野1丁目2-1	上下水道課(浪岡地区)	0172-62-1143	

水道メーターの検針に関する 変更のお知らせ

令和8年1月から水道メーターの検針が 隔月(2か月に1回)に変わります

これまで毎月行っていた水道メーターの検針について、 令和8年1月以降は隔月で実施することといたしました。 水道事業における経営の効率化の一環として、水道メー ターの検針業務に係る経費削減を図るための取組ですので、 ご理解くださるようお願いいたします。

変わる点・変わらない点

- ✓ メーター口径が13~25mmのお客様は、基本的に毎月検針から 隔月検針に変更となります。
- ✓ メーター口径が40mm以上のお客様と自動検針(通信回線を利用して検針データを取得する方法)を実施している一部の集合住宅にお住いのお客様などは、これまでと同様に毎月検針です。
- ✓ 水道料金等のお支払いは、これまでと同様に毎月お支払いいただきます。
- ✓ 隔月検針の実施に伴って、お客様に電話をしたり手続きをお願いすることはありません。(水道部をかたる電話等にお気をつけください。)

青森市企業局水道部

検針や水道料金のお支払い時期について



- 全てのお客様について、これまで料金対象月の翌月にお支払いいただいていたものが、令和8年1月分の料金からは翌々月のお支払いとなります。(例:1月分の料金→3月のお支払い)
- 令和8年2月は、全てのお客様が基本的に料金のお支払いはありません。(納付書も届きません。)
- ・隔月検針は、市内を偶数月に検針する地区と奇数月に検針する地区に 分けて行います。
- ※事業者の皆様は、支払時期がこれまでと変わりますので会計処理の際 にご注意ください。

偶数月検針地区のイメージ

※お客様が奇数月・偶数月のどちらの検針地区にあたるかは、 12月の検針時に交付する「使用水量のお知らせ」(検針票) の次回検針予定日をご確認ください。

		令和7年	(現行)	令和8年(隔月検針)						
		11月 12月		1月	1月 2月 3月 4月					
ŧ	食 針	0	0	×	0	×	0	×		
1	大 』	11月分	12月分	^	1月分 2月分	Ŷ	3月分 4月分	^		
		`				**				
Z 0	口座制 口座振替日		12/10	1/13	×	3/10	4/10	5/11		
	納付制		12/15	1/15		3/16	4/15	5/15		

奇数月検針地区のイメージ

※お客様が奇数月・偶数月のどちらの検針地区にあたるかは、 12月の検針時に交付する「使用水量のお知らせ」(検針票) の次回検針予定日をご確認ください。

		令和7年	(現行)	令和8年(隔月検針)				
		11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
ŧ	金 針	0	0	0	×	0	×	0
7.	الا ہ	11月分	12月分	1月分	_ ^	2月分 3月分	^	4月分 5月分
						*		
承광	口座制 口座振替日		12/10	1/13	×	3/10	4/10	5/11
払い	納付制 納入期限		12/15	1/15	×	3/16	4/15	5/15

毎月検針の継続イメージ

※メーターロ径が40mm以上のお客様、通信回線を利用して自動 で検針を実施している集合住宅にお住いのお客様等が対象

37317(21324) 2133 177				で決当で大地のでいる米日圧もにの正というの音が守みが多					
令和7年(現			(現行)	現行) 令和8年(毎月検針)					
		11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
,	金	0	0	0	0	0	0	0	
1	突 迎	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	
								1	
お 支	口座制 口座振替日		12/10	1/13	×	3/10	4/10	5/11	
払い	納付制 納入期限		12/15	1/15	×	3/16	4/15	5/15	

水道料金の計算について



- 隔月で検針した2か月分の使用水量は、各月均等に使用したものと みなして、料金は1か月ごとに算定します。
- ・2か月分の使用水量を二等分する際に1㎡未満の端数が出た場合は、 その端数を検針月の前月分の使用水量として算入します。
- 転出等により水道の使用を中止等した場合は、1か月分以上の料金をまとめてお支払いいただくことがあります。

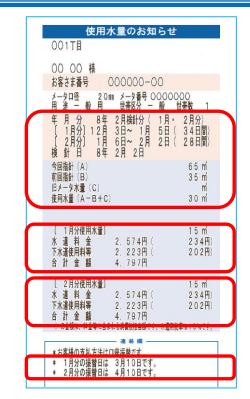


- 下水道や農業集落排水施設を使用しているお客様には、それぞれの 使用料(水道の使用水量に応じて計算)も併せてお支払いいただき ます。
- 隔月検針が開始しても、基本料金や料金単価に変更はありません。

メーターロ径が20mmで偶数月検針の場合の水道料金計算例

	1月	2月	3月	4月	5月	6月
①使用水量を検針 隔月の検針日に2か月分の使用水量を検針	検針なし	1·2月分 30㎡	検針なし	3·4月分 35㎡	検針なし	5·6月分 33㎡
	V	•	V	—	V	
②各月の使用水量を計算	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分
・①の水量を検針月分と前月分に二等分	15m²	15m²	18m²	17m²	17m²	16m²
・1㎡未満の端数は前月分に算入						
③各月分の料金を計算			▶ 1月分	▶ 2月分	▶ 3月分	4月分
・②の水量を基に1か月分の料金を計算		基本料金	1,199円	1,199円	1,199円	1,199円
・検針月の翌月と翌々月にお支払い		従量料金	1,375円	1,375円	1,804円	1,661円
		合計	2,574円	2,574円	3,003円	2,860円

使用水量のお知らせ(検針票)について



- ・検針票には、お客様情報のほか、検 針の対象月や使用期間、2か月分の 使用水量、各月ごとの水道料金・下 水道使用料等を記載します。
- ・口座振替のお客様には、2か月分の 口座振替日を記載しますので、振替 日の前に口座の残高確認をお願いし ます。
- 納入通知書でお支払いのお客様には、 納入通知書の発送時期を記載します ので、届き次第、金融機関、コンビ ニエンスストア、水道部営業課・上 下水道課、または、スマートフォン アプリ決済で納入期限までにお支払 いください。